

質問1 産業（精神）保健関連への協会对応について

（該当箇所：報告事項1）、p.12：制度対策部、障害保健福祉対策委員会）

復職支援を重点活動項目と挙げられていますが、当士会としては離職対策も必要と考え、腰痛予防等の産業保健やうつ予防・自殺予防等の産業精神保健に関する保健予防も重点活動項目としております。協会としては、産業（精神）保健関連に対してどのように捉えていますでしょうか？

下記は、当士会の精神保健予防委員からの質問です。そのまま転載します。

○一つは、協会は自殺対策の協賛団体になっていません。なぜか？

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kyoukagekkan/h26/youkou.html#besshi>

○二点目は、特定健診同様に職場でストレスチェックが始まりますが、このストレスチェックは看護師・精神保健福祉士はできますが、作業療法士は名前がありません。（下記アドレスの Q10）

<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

これに対して協会はアクションしているのか？

回答

1) 産業（精神）保健関連への協会对応について

協会は『第二次作業療法 5 年戦略（2013－2017）』（以下、『第二次 5 年戦略』）の重点事項の一つとして、「障害者の復職支援・就労支援における作業療法士の役割を明示（37）」を掲げております（『第二次 5 年戦略』会員向け普及版、2014 年、p.6）。これを受けて、今回の総会議案書 p.12 に、「1. 復職（リワーク）の実践事例に関する情報収集および実態調査に基づき、支援モデルの提示および作業療法士の役割を検討、整理する。」を掲げています。

この点については、近年の産業保健におけるメンタルヘルスへの対応施策の展開と相まって、例えば、うつ病や統合失調症の発症による休職・離職の事例に対する支援に携わる作業療法士の存在を勘案してのこと、また、何らかの障害をもちながらも就労希望、就労定着を望む方への対応を視野に入れたものです。

ただし、作業療法士がうつ病や統合失調症の発症による休職・離職の事例対応を日常的に行っている数は未だ少ないのも実情で、協会としてはその実態を把握することが喫緊の課題であるとの認識から、上記下線の内容を平成 27 年度に実施することにした次第です。

因みに、すでにご確認いただいているかもしれませんが、広報誌『Opera』第 11 号（2008 年 6 月発行、p.8-9。協会ホームページでも内容確認可）に掲載した岡崎渉氏（NTT 東日本関東病院精神神経科勤務作業療法士）の実践はこれに該当するものです。

いずれにしても、協会は産業（精神）保健関連への作業療法士の寄与を示していくことが必要であると捉えています。

2) 自殺対策の協賛団体について

この点については、他意はなく、協賛の意向を示したいと考えております。

3) ストレスチェックに係る職種としての職名記載について

この点については、一つの制度に専門職として職名の記載がされるためには、その実態、実績を示すことを求められるのが常です。協会としては、その点を前提にして、現段階ではまずは上記のように、現段階での状況を把握することを優先したいと考えております。